

## 生活自立支援センターきみつ事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7の規定に基づき、生活困窮者等が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的な相談支援や就労支援等を実施するものであり、その業務を効率的に実施するために業務委託する事業者を公募によるプロポーザル方式により決定する。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

生活自立支援センターきみつ事業業務委託

#### (2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 業務委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託上限額

73,428,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 委託事業者選定方法

本要領に従って提出された企画提案書等を、生活自立支援センターきみつ事業業務委託事業者選定委員会において審査し、その中から最優秀提案者を選定するプロポーザル方式で行う。

### 4 プロポーザル参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度君津市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 参加申込の受付開始日から契約締結までの間のいずれの日においても、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団の統制下にある

団体に該当しないもの。

- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は受託候補者を選定する前6か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者

## 5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始から企画提案書等の提出までのスケジュール(概要)は下記のとおりである。

内 容	期 間 等
実施要領等の公開・配布	令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)まで
参加申込の受付	令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)まで
質問書の受付	令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)まで
質問書の回答	令和6年3月11日(月)までに回答
企画提案書等の提出期限	令和6年3月15日(金)必着
プレゼンテーション 審査の実施	令和6年3月中旬実施

## 6 実施要領等の公開・配布

### (1) 配布期間

令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)午後5時まで  
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分(土日を除く))

### (2) 配布場所

君津市福祉部厚生課(君津市役所1階)

君津市ホームページ(<https://www.city.kimitsu.lg.jp/>)からの取得も可

## 7 参加申込の受付等

### (1) 参加申込の受付期間

令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)午後5時まで  
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分(土日を除く))

### (2) 提出書類及び必要(添付)書類

参加表明書(様式1)

※必要(添付)書類については参加表明書に記載

必要に応じて記載事項以外の書類の提出を求める場合もあり

### (3) 提出部数

1部

### (4) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。

(郵送の場合は、上記期間内必着)

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和6年2月28日(水)から令和6年3月6日(水)午後5時まで

(受付時間：午前8時30分から午後5時15分(土日を除く))

### (2) 提出方法

質問書(様式2)に記入のうえ、持参、FAX又は電子メールで提出すること。

※FAX又は電子メールで提出場合、送信後に確認の電話を入れること。

### (3) 回答期限

令和6年3月11日(月)

### (4) 回答方法

FAX又は電子メールにより、随時回答します。なお、質問内容が申込者独自の提案に関わると判断されるものは、当該申込者のみに、それ以外は全ての申込者に回答します。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和6年2月28日(水)から令和6年3月15日(金)午後5時まで

(受付時間：午前8時30分から午後5時15分(土日を除く))

### (2) 提出部数

原本1部・副本10部

### (3) 提出書類

① 企画提案書鑑文(様式3)

② 法人等概要・業務実績書(様式4)

③ 企画提案書(様式5)

④ 見積書(様式は自由とするが、内訳を明確にし、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。)

### (4) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。(郵送の場合は、上記期間内必着)

### (5) 辞退する場合

参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式6)を担当部署へ持参又は郵送で提出すること。(郵送の場合は、上記期間内必着)

## 10 審査・選定・結果の通知発送

事業の選定にあたっては市職員による選定委員会を設置し、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、事業者1者を選定する。(応募が1社の場合でもプレゼンテーションを実施する。)

### (1) プレゼンテーション実施日

令和6年3月中旬

※詳細は別途通知します。

(2) 会場

君津市役所 2階 入札室

(3) 出席者

2名以内

(4) 発表等

1事業者につき30分程度

(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)

- ① プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、担当へ事前にご連絡ください。
- ② 選定委員会は非公開とします。
- ③ 審査結果を書面にて通知します。

### 1.1 プロポーザルの審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査し、審査基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決定する。ただし、参加した者が1者であっても最低基準点以上のときは、受託事業者として選定する。

評価区分	評価項目	配点
基本方針（事業に対する基本的な考え方）	現在の社会情勢を踏まえ、事業内容を十分に理解した上での提案がなされているか。	10
	自立支援相談事業の目的、内容等を理解した上での提案がなされているか。	20
実施方法	面談・状況確認・就労支援等の取組姿勢は業務を遂行していくうえで十分なものであるか。	20
	アセスメント、スクリーニング及びプラン策定の手法等が具体的に提案されているか。	20
関係機関・団体との連携・協力体制	関係各機関との連携方法や協力体制などが具体的に提案されているか	20
事業の実施体制	事業者の経営状況及び職員の配置計画（人数、職種等）は事業を適正かつ確実に実施できる体制となっているか	20
職員の確保及び人材育成・教育	職員の雇用形態、経歴等及び研修計画は、事業を履行するうえで十分なものであるか。	20
苦情に対する対応	苦情等のトラブルに対し、組織として対応できるよう具体的に定められているか。	10
個人情報に関する管理体制	相談窓口で知り得た情報の守秘義務等、個人情報保護に関する取組姿勢は適正か。	20
事業実績	事業の実施経験や成果は良好であるか。	20
事業見積価格	事業全体に係る見積価格は妥当か。 経費削減の工夫が見られるか。	40

## 1 2 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

## 1 3 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、原則として認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づき、書類提出を開示する場合があります。

## 1 4 書類提出先及び問合せ先

君津市福祉部厚生課

担当 永谷 大藪

〒299-1192

君津市久保2丁目13番1号

電話 0439-56-1183（直通）

FAX 0439-56-1220

E-mail [kosei@city.kimitsu.lg.jp](mailto:kosei@city.kimitsu.lg.jp)